

# 相生 あいおい

京大職組

宇治支部連合機関誌  
(二〇一七年度)  
号外第五号

2018.2.19 発行

**例外措置 総務部長から宇治地区事務部長へ「是正指導」！**  
今回の是正指導は「例外措置」適用を中止若しくは絞っている部局等  
では最初！  
公文書であるので公表すべきではありませんか！

この「是正指導」は、2017年12月26日付けで職組委員長名の総長宛「宇治地区において例外措置適用を再開する是正指導を求める申入れ」（1月22日付け「相生」機関紙裏面で紹介）に対してようやく「是正指導」されたもので、2013(H25)年度から適用中止や適用数を絞っている多数の部局等では最初の是正指導となっています。

宇治地区組合はこの件で2月8日、宇治地区事務部総務課長と懇談を持ちました。

同課長から下記の例外措置の是正通知内容の報告がされましたが、文書の公表を拒否されたため抗議を行います。

「是正指導」の内容は、①下記の事実（例外措置に関する事例）は不適切であり、注意喚起するよう促し、今後そのようなことがないようにと指示があった。②宇治地区研究所所属長には、このようなことがないように注意喚起するように発言させていただきます。と説明されました。

## 《労務管理室からの「是正指導」の趣旨説明(1月30日の事務折衝・予備交渉)》

・宇治地区において、例外措置を行わないことを申し合わせた(文書)は確認されなかった。一方、組合から指摘のあった、例外措置を行い10年勤務した時間雇用職員を雇止めし、6ヵ月クーリングの後、同一人物を採用されたという事実は確認された。これは、厚労省の国会答弁などにもそぐわない不適切な事例であると判断される。

・宇治地区に対しては、総務部長名で文書により、こうした不適切な事例があったことを例示し、労働契約法の無期転換ルールの趣旨に則り、例外措置の活用も含めて対応するよう是正指導をおこなった。

## 《宇治地区事務部が公募中の2件への応募は拒否！ 再度の是正指導を要求します。》

宇治地区が公募している2件についての「雇用期間5年満了者」の応募を認めていない姿勢が問題です。組合としては理事が団体交渉で確約した内容を各部局等への文書で通知し、宇治地区事務部長には再度の是正指導を行うよう求めます。

**組合：**宇治地区事務部で募集している2案件について、5年期限満了者も応募できるのか？

**総務課長：**応募できません。宇治地区事務部旅費事務掛、研究支援掛において、2件とも例外措置を適用する案件ではないと判断した。

京都大学が決めた最長5年までのルールに則って、採用した人であり、例外措置を認める案件ではないと判断して募集している。（該当者にも次の仕事を早く見つけるように促している）

**組合：**厚労省が示す「無期転換のためのハンドブック」においても、恒常的業務では無期雇用の労働者を充てるのが推奨されており、今回募集案件においても業務が無くなるわけではありませので募集するということですね。また、5年で期間満了後も同じ業務が継続され、後任募集するのであれば、5年で期間満了者も応募できるよう措置するのが、労働契約法の無期転換ルールの趣旨にのっとった募集の方向性ではないのでしょうか。

**総務課長：**京大がルールを決めている以上そのようには思わない。

(紙面は裏面に続く)

**組合に加入して6年目以降の雇用継続を実現しよう！**

(組合 HP <https://www.kyodai-union.gr.jp/>) (職員組合 内線 16-7615)

平成 30 年 1 月 26 日

宇治地区事務部長 殿

京都大学職員組合  
化学研究所支部代表  
防災研究所支部委員長  
エネルギー理工学研究所支部

11 月 30 日に京大職組宇治地区各支部から宇治地区各研究所等に要望しました時間雇用教職員に係る「例外措置」制度の適用及び「通算雇用上限 5 年満了者」全員への適用の申入れについて（回答の要求）標記の「申入書」に係わって下記の確認項目を質問いたしますので回答をお願いします。

**【回答要求 1】**

- 1 「例外措置」適用についての京都大学の方針は活用・推進する、とされています。（2017（平成 29）年 11 月 9 日の団体交渉における理事回答）宇治地区の各部局、事務部においては、「例外措置」制度の「再開」や「適用」に向けて具体的検討を行っているのかどうか明らかにされたい。
- 2 「部局等が、無期転換を避ける目的で「例外措置」を適用せずに一律に「通算雇用 5 年上限」で「雇止め」をすることは、労働契約法の趣旨に反し、望ましくない。」ので、3 月の部局長会議、総務系課長連絡会でも周知されたが、再度周知していただいたのか。
- 3 （宇治地区の各部局・事務部は）一律に「雇止め」をしていた部局等として人事課から「是正」を受けたのかどうか。
- 4 「例外措置」適用制度に係る、「雇用にかかる経費及び長期雇用化することに伴って生じる経費」について、定年までの雇用財源確保の「一切の責任を負うこと」を求められているのかどうか。具体的には、人事課から新たに口頭での要請として「例外措置として雇用する非常勤職員の報告書」中、「今後の雇用計画期間及び雇用経費」欄（特記事項欄を含めて）に長期雇用化することに伴って生じる経費等の記述として、定年までの雇用財源確保について記述するよう求められているのかどうか。  
（人事課に対してはこれまで「例外措置」適用に係る運用等の通知文書は当初の通知以外は出されていない、との回答を得てきました。）

以上 1～4 について、

宇治地区各研究所、宇治地区事務部の対応について、ご回答をお願いいたします。

**【回答要求 2】**

宇治地区における各研究所、宇治地区事務部の事務補佐員の 2018. 3. 31 の 5 年期限満了者の人数を各所等毎にお知らせください。併せてこれら事務補佐員について、来年度の雇用状況をお知らせください。つまり、これら事務補佐員についての後任補充についてご回答（有無）願います。

以上